

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市栗井土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年8月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	齋藤 昌道	観音寺市栗井町1402番地	令和4年7月31日